平成３１年　３月　１日

任意継続被保険者　様

新興ﾌﾟﾗﾝﾃｯｸ･ﾆｲｶﾞﾀ健康保険組合

平成３１年度の健康保険保険料のお知らせについて

平素は健康保険業務につきまして、ご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成３１年度の健康保険保険料納付額（介護保険被保険者は介護保険料含む）を「任意継続被保険者健康保険料の納付について」の通り郵送しましたので、納付額をご確認のうえ期限内に納付をお願いいたします。

１　保険料率・保険料額について

（１）平成３１年度の保険料率は、平成３０年度と同様で変更はありません。

健康保険料率・・・７２．９／１０００

介護保険料率・・・１４．０／１０００

合計保険料率・・・８６．９／１０００

（２）標準報酬月額の上限については、変更があります。

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限については、前年の９月３０日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額とされています。

当健康保険組合の平均額は、４３０，３８７円であったため、平成３１年度の標準報酬月額の上限については、４４０，０００円に改定されました。

このため、退職時の標準報酬月額が４４０，０００円以上であった方は、平成３１年４月分保険料からは、４１０，０００円から４４０，０００円に改定されました。

つきましては、保険料額に変更がありますので納付金額を確認して、お振込みをしていただきますようお願いいたします。また、金融機関と定額自動送金契約中の方は、平成３１年４月分以降の送金金額の変更手続きを必ず行ってください。（改定対象者へは、個別に標準報酬月額の改定案内書を送付いたしました）

なお、退職時の標準報酬月額が４１０，０００円以下であった方は、平成３１年４月分からの保険料額は前年度と同額で変更はありません。

２　保険料の納付について

送付いたしました「任意継続被保険者健康保険料の納付について」のとおり毎月納めていただく月納方法と、割引のある前納（年一括・半期単位）方法がありますので、納付方法をご自身で選択して納付をお願いいたします。

（１）月納について（保険料の納付についての上段に記載されています）

毎月払いの納付期間は、毎月１日から１０日まで（１０日が土、日曜日、祝日の場合は、翌営業日）と定められており、それを過ぎると資格を失うこととなりますので、納付期限は厳守願います。また、４月分保険料の納付については、４月１日から４月１０日までの納付期間となります。（３月中に納付すると当組合の経理事務に支障がありますので、納付しないこと）

（２）前納について（保険料の納付についての中段から下段に記載されています）

前納する場合は、納付額について年4.0％（複利現価法による）割引されますのでお得感があり、納付忘れもありませんので是非ご検討ください。

なお、前納した期間中は「就職した」「死亡した」の理由以外（国民健康保険に加入する、ご家族の被扶養者になる）に任意継続被保険者をやめることはできません。やめることを検討している方は納付に際しご注意ください。

年一括と前半期で前納できる期間は、平成３１年３月１日から４月１日までとなり、それを過ぎての納付はできませんのでご注意ください。

後半期の前納については、平成３１年８月末頃ご案内いたします。

３　国保制度への切替について

任意継続被保険者の保険料は会社を退職した時の標準報酬月額を基にするため、保険料額は変わりません。一方、国保の保険料は前年分の所得を基にして計算するため、毎年４月から保険料額が再計算されます。国保の保険料額が任意継続より安い場合も多数見受けられることから、国保の保険料を確認いただき加入切替えを検討してみてはいかがでしょうか。

なお、国保の医療費の個人負担額は任意継続と変わらない３割負担です。また、特別な例ですが高額療養費制度の多数該当（４回目以降）を受けている人は、自己負担限度額が変わる場合があります。

国保の保険料の試算は、「国民健康保険計算機（<http://www.kokuho-keisan.com/>）」のホームページで、全国の市区町村の国民健康保険料を自動計算できます。

なお、正確な国民健康保険料につきましては、お住いの市区町村へ確認ください。

**平成３１年度より国保へ加入切替えを希望する方**

1. 平成３１年４月分の保険料を納付しないでください。

　（定額自動送金契約中の方は、平成３１年４月分以降の保険料が振込まれないように契約先の金融機関へ送金契約の解約手続きを必ず行ってください）

1. 別紙同封しました「任意継続被保険者資格喪失申出書」に必要事項記入して、当健康保険組合へ送付してください。

（資格喪失申出書の発行申出の理由には、１番に〇印をつけて、押印はシャツハタ印ではなく、認印で押印してください）

1. 平成３１年４月１１日に「任意継続被保険者資格喪失通知書」を健保組合で作成し送付いたしますので、その書類が到着してから国保への加入切替え手続きを行ってください。

（保険料を納付期限に納入していないためという喪失事由で、平成３１年４月１１日に資格喪失となるため、４月１１日以降の書類発送となりますのでご承知願います）

1. 資格喪失後に任意継続の被保険者証を当健康保険組合へご返却してください。

ご不明な点がありましたら、下記へご連絡ください。

健康保険組合の連絡先　　ＴＥＬ　０２５－２７５－５５０１